

平成27年3月25日
消 防 庁

「消防学校における教育訓練に関する検討会」報告書の公表

近年の複雑多様化する災害や消防業務の高度化等を踏まえ、消防学校における消防職員の教育訓練内容や教育訓練に必要な施設、人員等について検討を行うため、「消防学校における教育訓練に関する検討会」を開催しました。

この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

○ 消防職員の教育訓練の更なる充実に向けた提言

1 基準（告示）等の見直し

- ▶ 消防学校の教員（人員）算定方式の見直し
- ▶ 災害を想定した実践的な訓練を行うことのできる施設を基準に位置づけ
- ▶ 教育訓練内容の一部見直し

2 より高度な教育訓練を実施するための方策

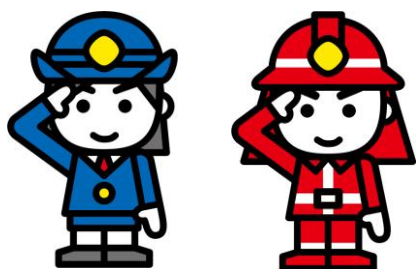
- ▶ 教員等の質の確保・向上を目的とした人材活用スキームの構築
- ▶ 広域的な連携の推進の必要性

○ 別添資料

「消防学校における教育訓練に関する検討会」報告書の概要

○ その他

「消防学校の教育訓練に関する検討会」報告書（全文）は消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載します。



（連絡先）消防庁消防・救急課
佐藤対策官・大河内係長
電 話 03-5253-7522（直通）
ファクシミリ 03-5253-7532
電子メール shokuin@soumu.go.jp

課題

- 若年層の災害対応力の低下
若年層の災害対応力低下が懸念されている。
- 消防業務の高度化・専門化への対応
消防業務の変化を踏まえた教育訓練内容とすることが求められている。
- 教員数の確保
現行基準の算定方式では教員数が十分でない消防学校もあり、特に安全管理面で不安が生じている。
- 実践的な訓練の充実
複雑多様化する災害に対応するための実践的な訓練の充実が必要である。

背景

- 世代交代
19年度前後からの大量退職期における大量採用に伴い、新規採用者が大幅に増加
- 災害経験の減少
火災等の減少により、若年層の災害経験が減少傾向
- 消防業務の複雑多様化・専門化
・近年、災害態様は複雑多様化
・消防法令改正等による業務の専門化
- 緊急消防援助隊等、活動の高度化
緊急消防援助隊における活動の高度化(他機関との連携、統一的な活動表示方式等)
- 教育訓練基準の見直し時期
前回の改正から10年が経過

1 基準等の見直し

人員(教員)算定方式の見直し

- ▶年間平均在籍学生数に基づく算定方式から、最繁忙時の学生数に基づく算定方式に改正することにより必要な教員数を確保

※各消防学校において必要な教員数=0.09(標準的な消防学校における最繁忙時の学生1名あたりの教員数)×当該消防学校の最繁忙時学生数×補正係数

実践的訓練施設を基準に位置づけ

- ▶「標準的に備えるべき施設」として、実践的訓練施設を基準に位置づけ
※ただし、消防学校間の連携による共同整備・使用等も可

教育訓練内容の見直し

- ▶災害対応力を養う実技訓練や安全管理等に関する教育訓練時間数を増加
- ▶緊急消防援助隊の高度な活動要領(他機関との連携活動等)を追加 等

2 より高度な教育訓練を実施するための方策

教員となる人材の質の確保・向上

- ▶消防大学校が行う教育訓練の修了者リストを各消防学校が一括管理することで、必要な知識・技術を教育できる消防職員に関する情報を適時適切に共有
⇒ 知見を身につけた消防防職員を消防学校の教員や講師等として更に活用
- ▶消防大学校において、専門分野での高度な教育訓練を行うことのできる有識者等を「客員教授」として確保・リストアップし、消防学校の要請に応じて紹介
⇒ 高度な知識・技術を備えた講師等の確保

広域的連携の推進

- ▶複数の消防学校間での合同の教育訓練等の推進
 - ・消防本部のニーズに的確に対応
 - ・実践的訓練施設の有効活用
 - ・緊急消防援助隊における円滑な連携活動の下地づくり

■ 消防学校間の連携の例

- ・香川県－岡山県－愛媛県(専科(特殊災害科)を共同実施) 等
- ・京都府－京都市(専科教育の共同開講→更なる充実を検討中)